

# 社会教育の周縁

## (4) 社会教育の終焉③

山本 竜司 (社会教育主事／社会人大学院生)

社会教育行政の必要性を論じる際、市民の「学習権」の保障という考え方が持ち出される場合が多い。しかし、松下は、基礎教育を終えた成人の市民文化活動に学習権はあてはまらないと主張する。市民は、自由な市民文化活動を行っているのであって、社会教育行政によって保障される「学習権」(権利としての社会教育)を行使しているわけではない。市民文化活動には、誰もが、いつでも、どこでも活動できる自由があればよいのであって、市民文化活動は「自由権」の行使である(松下:176)。さらに、成人市民は社会教育行政の対象とならない自由を持っていると松下はいうのである。

松下は、今日の生涯学習活動に見られるような市民の学習活動を「市民文化活動」という表現を用いて説明している。生涯学習活動は、市民の自発性に基づく自由な活動であり、社会教育行政という枠を超え、多様性を有している。しかし、このような「自由権」としての市民文化活動／生涯学習活動が盛んに行われているとしても、そのことをもって「学習権」保障としての社会教育の役割がなくなったと結論するのはあまりに早計である。前述したように、今日の社会教育は「生涯学習支援」の性格を強めているものの、さまざまな社会的課題—たとえば、

人権、貧困、防災、環境などの「現代的課題」といわれるもの一をめぐり学習など、社会教育の持つ教育的な側面は重要である。社会教育の業界では、こういった学習課題を「必要課題」という。また、外国籍住民の日本語の読み書きや、さまざまな社会的背景を持つ人々の識字など、学校教育を補完する成人基礎教育としての社会教育活動も重要である。

一方、市民の要求に基づく学習課題を「要求課題」といい、これまでは、いわゆるお稽古事に代表される趣味・教養的な内容が多くを占めてきた。しかし、実際は、こういった単純な二分法で割り切れるものではない。何を課題とするか、すなわち、どういう問いを立てるのか。そして、その問いを誰が立てるのか。これらは、社会教育の根幹に関わる問題であるといえよう。社会教育では、学校教育のように学習指導要領で達成課題が示され、それを解く方法や道筋が示されているわけではない。どういった問いを立て、それをどのように解いていくか、それ自体が社会教育では当事者に任されている。しかし、それを、できる人、したい人だけの自由に任せておけばよいと言ってよいのだろうか。

「生涯学習」という考え方は、基本的に個人の自発性や自主性、すなわち自由に任せるというスタンスを取ってきた。しかし、近年では、社会的公正といった観点から、国際的にもこれまでのスタンスの見直しが始まっている。社会教育の意義が再評価されるタイミングではないかと私は考えている。

ここまで、3回にわたって「社会教育の終焉」論を振り返った。ここで一旦の区切りとしたい。

<参考文献> 松下圭一、1986、『社会教育の終焉』、筑摩書房。